（個人施行に関する公告事項）

第一条の九　法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

八　［略］

2　法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四　事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

五　［略］

3～5　［略］

（定款の記載事項）

第一条の十一　法第九条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。この場合において、第一条の八第三号中「規準又は規約」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

（設計の概要に関する図書）

第五条　法第七条の十一第一項の設計の概要及び同条第二項（法第十二条第一項、法第五十条の六、法第五十三条第四項及び法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）の個別利用区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2　前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　［略］

五　個別利用区内の宅地の設計の概要

3　第一項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
施設建築物	各階平面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに柱、外壁、廊下、階段及び昇降機の位置
	二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに施設建築物、床及び各階の天井の高さ
施設建築敷地	平面図	五百分の一以上	縮尺、方位、施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置
公共施設	平面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに公共施設の位置及び形状
	二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに公共施設の構造及び現在の地盤面

（個人施行に関する公告事項）

第一条の九　［同上］

一～六　［同上］

［号を加える。］

七　［同上］

2　［同上］

一・二　［同上］

［号を加える。］

三　施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

四　［同上］

3～5　［同上］

（定款の記載事項）

第一条の十一　法第九条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。

（設計の概要に関する図書）

第五条　法第七条の十一第一項の設計の概要は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2　前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　［同上］

［号を加える。］

3　第一項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
施設建築物	各階平面図	五百分の一以上	方位並びに柱、外壁、廊下、階段及び昇降機の位置
	二面以上の断面図	五百分の一以上	施設建築物、床及び各階の天井の高さ
施設建築敷地	平面図	五百分の一以上	方位、施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置
公共施設	平面図	五百分の一以上	方位並びに公共施設の位置及び形状
	二面以上の断面図	五百分の一以上	公共施設の構造及び現在の地盤面